

第5回障がい者制度改革推進会議（2010年3月19日）【議事要録】（案）

議事 政治参加について

1 選挙に関する情報の保障

（選挙公報などの行政の提供する情報についてどう考えるか…主な書面意見）

○「さまざまな種類の障害に相応した利用可能な様式及び技術によって、適時に、かつ追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供する」とした権利条約21条の趣旨を踏まえて、視覚障害や盲ろう者、ろう者または知的障害者に対する情報保障の重要性が指摘されている。（ほとんどの委員が同趣旨の意見）

○点字広報が自治体の裁量に任されており地域間格差がある、公職選挙法の規定によって点字化が妨げられている、施設や精神科病院などで偏った情報が提供されるケースがある、点字や音声による情報の内容が一般の情報に比べて薄い、選挙に関するテレビに字幕がない、点訳とか音訳に時間がかかり過ぎて間に合わないことがある、公職選挙法の規定により平易な言葉に置き換えることができないなどの問題点が指摘され、情報提供についての法的な義務づけが必要と強調する意見も出された。

○（発言）選挙に関する情報は最大限の保障をすべき。例えば拘置所において起訴前、つまり推定無罪の段階で選挙に行けないのは人権の問題としておかしい。またたとえば住民票が東京23区内にあって、郊外の精神科病院に入院している場合、区議会議員選挙のはがきは来ない。こうした点をどう解決するのかという問題がある。

（政見放送などの選挙に関する情報についてどう考えるか…主な書面意見）

○全部の選挙の政見放送に必ずしも手話・字幕が付くわけではない、選挙活動において電話による勧誘は認められているがFAXは禁止されている、政見放送に字幕を付与するには公職選挙法等の改正が必要でハードルが高い、ろう者が立候補した場合に政見放送で読み取り通訳をつけられないなどの問題点を指摘する意見が出された。これを踏まえ、複数の委員より、適切な情報伝達方法を確保するための法的基盤が必要との意見。

○（発言）政見放送も推進会議のように手話、字幕つきで行うのがスタンダードだというぐらいまで踏み込むべき。党派を超えて、この推進会議で示された合理的配慮を社会に広げる第一歩として、7月の参議院選挙から実施るべき。

○（発言）国会中継と記者会見の字幕について、NHKから「本件に関するNHKの聴覚障害者団体への回答では、内容の正確さに万全を図る必要があることは他の番組と同様ですが、政治的議論は、声の大小、高低、間など、微妙なニュアンスも含めて伝えないと公平さが図られないという側面があります。これらを生字幕で表現することは、不可能に近いといえます。」との回答を受けたが、つまりこれからもずっと生字幕はつけられませんということだ。他の多くの番組には生字幕がついているのに、なぜ政治的発言は生字幕ができないのか。生字幕なしで1時間、2時間の国会中継をずっと見ろというのは差別を通り越して虐待ではないか。改善が必要だ。米国

の大統領選挙の際、オバマ候補は100%字幕を付け、対立候補は100%字幕をやらなかった。また、TVコマーシャルに今まで字幕がついていなかったが、某社は日本で初めて字幕をつけた。私たちの団体としてはこの会社は私たちに優しい会社だということをPRしたい。

(国会での議論に関する情報についてどう考えるか…主な書面意見)

○多くの意見は、国会における議論が障害者に伝わっていないという問題点を指摘。特に国会中継や記者会見では手話や字幕などを義務づけるべきとの意見。

2 選挙の仕組み

(選挙権、被選挙権に関する欠格条項（成年被後見人であること）をどう考えるか…主な書面意見)

○成年被後見人である場合には、選挙権も被選挙権も剥奪されるという欠格条項は改めるべき。（ほぼ全員が同趣旨の意見）

○（発言）成年後見によって選挙権が奪われるという欠格条項は不当。7月の参議院選挙から撤廃できないか。未だに地方公務員法で成年被後見人または被保佐人は公務員になれないため受験すらできない。知的障害者の公務員採用が徐々に広がりつつあるにもかかわらず、財産管理を後見人に手伝ってほしい場合は公務員試験すら受けられないという不合理が存在している。選挙権、被選挙権における制限は見直すべき。

○（発言）自分は、障害のあるわが子の後見人になったが、そうしたら選挙の時に初めて子どもが投票できないことがわかり驚いた。早急に改善してもらわないと、自分の子どもに対しても申し訳ないという思いだ。

○（発言）後見人をつけることで、基本的な国民の権利である選挙権と被選挙権が剥奪されるという現状を見直す必要がある。

○（発言）成年後見人の問題は欠格条項の問題ではなく、成年後見制度に内在している法的能力の不平等の問題だと考える。

(投票所への移動支援をどう考えるか…主な書面意見)

○投票所への移動支援は必要。（ほぼ全員が同趣旨の意見）

○（発言（議論の整理））投票所への移動支援を提供する根拠を日常生活支援として位置づけるべきだという意見や、それとは別枠で公的な支援として位置づけるべきだという意見などがあり、議論が必要である。（東室長）

(投票所の物理的バリアーをどう考えるか…主な書面意見)

○複数の委員より、多くの場所で今でもバリアがあるという現状認識が示された。

○物理的バリアは除去するべきである。（ほぼ全員が同趣旨の意見）

○（発言）2007年の某紙地方版によると某市で車いすの女性が投票を断念したとある。投票所

が2階でエレベーターがないので男性職員が4人で背負うと申し出たが、本人がこれを断ったためだが、こういうことがあってはならない。なお、同市ではエレベーターがない2階に投票所が設置されたところが2か所あったという記事も一緒に載っていた。

(投票所内での障害に応じた必要な配慮をどう考えるか…主な書面意見)

○多くの委員が、知的障害のある人や文字を書くのが困難な人への人的支援、他の容易な投票のやり方への変更、代理・代筆の許容、筆談や手話通訳による支援などの配慮が必要であるとの意見。

○(発言(議論の整理)) こうした支援をいかなる根拠に基づいて提供していくのか、更なる議論が必要。(東室長)

○(発言)知的障害者への合理的配慮として記号投票を衆・参の選挙でも導入していただきたい。また漢字が読めない人は、投票所で候補者とその名前とを必ずしも一致させて認識することができないため、中にも写真を掲示する必要がある。

(投票所内で投票できない場合の現行の代替措置(郵便投票など)をどう考えるか…主な書面意見)

○現行の郵便投票制度について、これまでその範囲を拡大してきたことを評価をしつつも、なお問題を解消できていないことを指摘する意見。

○施設や病院における不在者投票制度において不正問題が指摘されているという意見。

○(発言(議論の整理)) こうした問題を踏まえ、小手先の改善というよりも包括的な法的手立てを議論する必要がある。(東室長)

(点字投票の場合における投票の秘密をどう考えるか…主な書面意見)

○点字投票に関しては守秘義務がある者が開票すれば問題はないとする考え方もあるが、点字投票者の数が絶対的に少ないため特定されがちであるという問題に鑑み、投票時から開票時まで秘密が損なわれないような手段や工夫が必要であるとする意見。

3 政治活動

(障害者が候補者としての選挙活動や政党の活動等に参加する際に必要な支援をどう考えるか…主な書面意見)

○(書面意見) 3つのレベルで考えるべきである。第1に、選挙活動の一般的な制限をそのまま障害者に適用することによって、実質的には障害者の選挙活動が大きく損なわれるという問題、すなわち間接差別的な状況が生じている問題をめぐる論点。第2に、選挙活動についてどのような支援がなされれば、実質的に障害のない人の選挙活動や政治活動と同等なものができるのかという論点。 第3に、政党や団体の一員として活動する場合、政党や団体自身が障害のある構成員に対してどういう配慮をすべきかという論点。

○（発言（議論の整理））第1の、制限の問題は、選挙活動の自由、表現の自由にかかる問題であって、差別の問題として考えるべきである。第2について、多くの委員は支援が必要だと考えているが、合理的配慮なのか公的介助サービスの一環なのか、それとも別枠での公的支援として位置づけるのかは意見が分かれる。第3については、政党や所属団体が成すべき合理的配慮の問題であるとする意見もあったが、第2の点と同様の整理が必要。（東室長）

○（発言）今の公職選挙法は手話通訳者を運動員としているので、手話通訳3人を運動員として採用すると選挙活動に必要な運動員がほかに置けなくなる。また、聴覚障害者は電話で呼びかけができないのに、FAXやインターネットで投票を呼びかけることは認められていないため実質的に選挙活動ができないという状況になっている。韓国では最近テレビの字幕や手話通訳が増えてきたが、日本でも字幕や手話通訳をつけることが普遍化されるべき。

○（発言）候補者になった障害者が自らの移動への支援を自らの費用で賄うのは合理的配慮の面から問題がある。また、各政党は障害者を始めマイノリティーを一定の割合で候補者とするべきであり、その際の供託金等は国が保障すべきである。

4 公的活動

（障害者が福祉や教育、人権等の公的活動を行う障害者の組織を結成し、参加する際に必要な支援をどう考えるか…主な書面意見）

○（発言（議論の整理））大きな社会的意義がある障害者団体の活動を支援していくとする世界的潮流があることを認識すべきとの意見が多数出されている。他方、個人のレベルでの支援と団体への支援とは分けて考えるべき。個人のレベルでは合理的配慮という位置づけが可能だが、団体への合理的配慮という理屈づけは難しいのではないか。（東室長）

5 その他

○（発言）選挙時に各党からマニフェストが出るが振り仮名が振られておらず内容もわかりにくいことがある、選挙はがきが来ても振り仮名がないなどわかりにくいため、投票所がどこかもわからないことがある、入所施設での投票については誘導されて選挙に行かされるような事件も発生しているなど、現実に問題が生じている。